

助け合い 生きる安心 社会保険

社|会|保|険 しまね

令和元年 7月号

No.822

Index

P2. 日本年金機構からのお知らせ

P3. 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

P4. 島根県社会保険協会からのお知らせ

高津川(島根県鹿足郡津和野町)

水質調査で何度も日本一と評価された、自然の恵み豊かな清流。水遊びには絶好のポイントです。

新任事務担当者説明会のご案内

次の方を対象に健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。

対象者 ① 新任担当の方 ② 新規加入事業所の方 ③ その他受講を希望される方

地区	開催日	時間	会場
松江	8月23日(金)	13:30~16:30	くにびきメッセ(601大会議室)*
出雲	8月20日(火)		出雲市民会館(302研修室)
浜田	8月9日(金)		サンマリン浜田(研修室)

*駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

届出等における添付書類及び署名・押印等の取扱いの変更について

厚生年金保険の適用事務にかかる事業主等の事務負担の軽減を図る目的から、「行政手続コスト」削減のための基本計画(平成29年6月厚生労働省決定)に基づき、適用事業所が管轄の事務センター又は年金事務所に提出する届出等における添付書類及び被保険者等の署名・押印等の取扱いが、以下のとおり変更となっています。

遡及した届出等における添付書類の廃止

下記の表の項番①~④に該当する場合に、届出の事実関係を確認する書類として添付を求めていた「賃金台帳の写し及び出勤簿の写し」(被保険者が法人の役員である場合は、取締役会の議事録等)の確認書類について、今後は、事業所調査実施時に確認を行わせていただくため、届出時の添付が不要となりました。

確認書類の添付が不要となる対象届書及びケース

項番	届書名称	添付を求めていたケース
①	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 厚生年金保険70歳以上被用者該当届	資格取得年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
②	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 厚生年金保険70歳以上被用者不該当届	資格喪失年月日が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
③	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届 厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届	改定年月の初日(1日)が、届書の受付年月日から60日以上遡る場合
④		改定後の標準報酬月額が、従前の標準報酬月額から5等級以上引き下がる場合

*上記の届書の該当ケース以外は、引き続き届出時の確認書類の添付が必要となります。

被保険者本人の署名・押印等の省略

右記の表の項番①~④の届書等における被保険者本人の署名(または押印)について、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に、「届出意思確認済み」と記載した場合は、被保険者本人の署名または押印を省略することが可能となりました。^(注)また、電子申請及び電子媒体による届出においては、事業主が、被保険者本人の届出の意思を確認し、届書の備考欄に「届出意思確認済み」と記載した場合、委任状を省略することが可能となりました。

(注)被保険者本人の署名(または押印)が省略となった場合であっても、届書等の氏名欄の記入は必要です。届出の際は、住民票に登録されている氏名を記入した上で、ご提出ください。

本人署名・押印等の省略対象の届書等

項番	届書名称
①	健康保険被扶養者(異動)届・国民年金第3号被保険者関係届
②	年金手帳再交付申請書
③	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届(申出の場合)
④	厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書・終了届(終了の場合)

*上記の届書以外は、届出時に引き続き申請者本人の署名・押印等が必要となります。

お問い合わせ先

■ 松江年金事務所 TEL.0852-23-9540

■ 出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045

■ 浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670



協会けんぽご加入の事業主様とお勤めの皆様へ 令和2年度からの保険料率に影響！ インセンティブ制度のお知らせ

平成30年度より新たに導入された「インセンティブ制度」は、支部(都道府県)ごとの医療費を抑制する取組を「評価指標」とし、その結果を保険料率に反映させる制度です。

これからは事業主様、加入者の皆様お一人おひとりの取り組みが保険料負担軽減に結び付きます。どうかインセンティブ制度を知っていただき、取り組みへのご理解とご参加をお願いいたします。

インセンティブ制度の5つの評価指標と皆様へのお願い

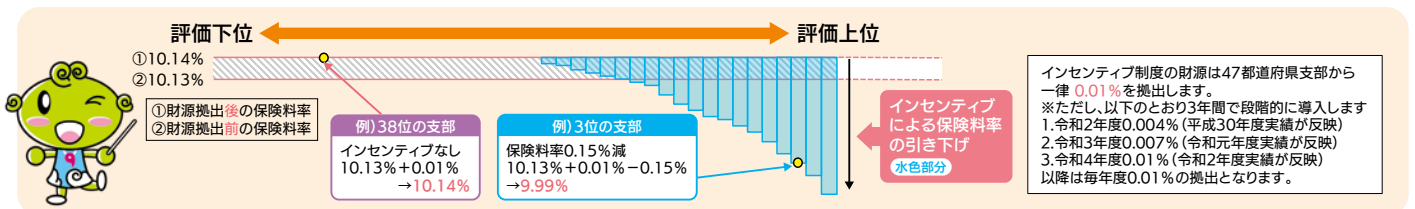
「5つの評価指標」の実績が47都道府県支部のうち上位過半数の支部は、2年後の保険料率が引き下げとなります。
例)平成30年度ランク上位→令和2年度保険料率引き下げ

5つの評価指標	皆様にお願したいこと
① 特定健診等の受診率	加入者 ▶ 協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。
	事業主 ▶ 協会けんぽの健診以外(事業者健診)を実施の事業所は、健診結果データを協会けんぽへ提供してください。
② 特定保健指導*の実施率	該当者 ▶ 健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、 特定保健指導を受けてください。
③ 特定保健指導対象者の減少率	該当者 ▶ 特定保健指導の対象にならないよう、日頃からの健康づくりを心がけましょう。 ▶ 特定保健指導は保健師等の指示に従い最後まで継続してください。
④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の受診率	該当者 ▶ 健診の結果、「血圧、血糖値が要治療(再検査含む)」の場合は、必ず医療機関で受診してください。
	事業主 ▶ 従業員の健診結果を把握し、「要治療者」に受診を促してください。
⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合	加入者 ▶ 医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「 ジェネリック医薬品 」の希望を伝え、積極的に使用してください。

*健診結果で生活改善が必要とされた方への保健指導

インセンティブ制度の導入イメージ図

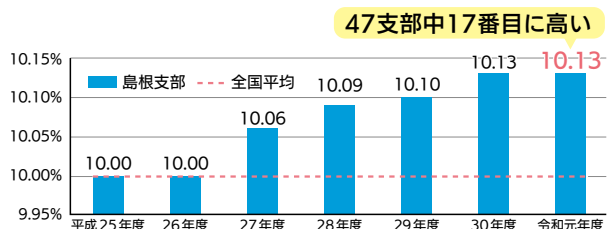
平成30年度島根支部保険料率(10.13%)でシミュレーション(下位または上位にランクインした場合)



● 島根支部保険料率の推移

協会けんぽの保険料率は、医療費が高い支部(都道府県)は保険料率が高くなり、医療費が低い支部は保険料率が低くなる仕組みとなっています。

島根支部は、医療費が高止まりしており、近年保険料率は上昇傾向にあります。



制度詳細はホームページ [協会けんぽ島根 インセンティブ制度](#) 検索

インセンティブ制度のお問い合わせは ■ 協会けんぽ島根支部 企画総務グループ TEL.0852-59-5140



平成30年度の事業結果並びに決算が承認されました

6月に開催されました令和元年度定時評議員会において、平成30年度事業結果並びに決算が承認されました。

(貸借対照表数値を掲載しています。)

- 流動資産合計 …… 15,994,366円
- 流動負債合計 …… 976,020円
- 正味財産合計 …… 55,159,846円
- 固定資産合計 …… 41,657,903円
- 固定負債合計 …… 1,516,403円

事業結果及び決算は、当協会ホームページ(アドレスは、このページの下をご参照ください)に掲載していますのでご覧ください。なお、当協会のホームページをご覧にならない会員事業所の皆様には、掲載内容をお送りすることとしていますので、電話等によりご連絡ください。

報告

社会保険ソフトボール大会〈浜田会場〉が終了しました。 ※ホームページに写真などを掲載しています。

去る6月9日(日)石見海浜公園において、第9回浜田・江津・邑智地区大会が開催されました。前日までの雨も上がり、ときおり風が通り抜けるさわやかな天候のもと、6チーム参加によるトーナメント方式で熱戦が繰り広げられました。今回は2面での開催となりましたが、浜田市ソフトボール協会のご協力によるスムーズな試合進行により、無事に大会を終えることが出来ました。試合結果等は次のとおりです。

- 優勝 島根県済生会高砂ヶアセンター
- 準優勝 (株)ハゼヤマ
- 最優秀選手 横田 正司 選手(島根県済生会高砂ヶアセンター)
- 優秀選手 宮本 久 選手(ハゼヤマ)

※益田会場(益田・鹿足地区)は7月21日(日)開催の予定です。

ご注意

「海の家・山の家 共通利用券」について

令和元年度の「海の家・山の家共通利用券」を、社会保険しまね7月号に同封してお届けしました。令和元年7月13日からご利用いただけます。「海の家・山の家」ご利用の際には、事業所で証明を受けた「海の家・山の家共通利用券」を各施設へ提出していただきますようお願いいたします。

募集中

事務担当者向け「社会保険実務講座」を開設いたします

今年度の「社会保険実務初任者講座」及び「社会保険実務基礎講座」を、会員事業所様を対象に下記のとおり開催いたします。テキストは、2019年度版「社会保険の事務手続」を使用し、当日配付いたします。

申込は、ホームページに掲載する受講申込書により、FAXで申し込んでください。

会員事業所様を対象とした講座で、受講料は無料です。

●「社会保険実務 初任者 講座」のお知らせ

社会保険事務経験が1年未満の担当者の方を対象に、採用・退職時に必要な各種届出、社会保険料の計算と納付方法、年金給付及び健康保険の給付等について解説いたします。

- 会場 | ジュンテンドー研修センター第2研修室(益田市遠田町)
- 期日 | 令和元年9月4日(水)、12日(木)、18日(水)の3日間に分けて実施
- 時間 | いずれの日も13時30分～16時30分まで
- 講師 | 社会保険労務士(予定)
- 定員 | 30名

●「社会保険実務 基礎 講座」のお知らせ

事業所において一定期間の社会保険事務経験があり、毎月2回の受講が可能な方を対象に開催します。

- 会場 | プラバホール「松江市総合文化センター」(松江市西津田)
- 期日 | 令和元年8月～令和元年12月の間(毎月2日、合計10日間)
※日程はホームページでご確認願います。
- 時間 | いずれの日も13時30分～16時30分まで
- 講師 | 社会保険労務士(予定)
- 定員 | 32名



松江市美保関町 明島神社の八朔祭宵宮

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>

島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社|会|保|険|しまね

発行者 / (一財) 島根県社会保険協会
TEL.0852-27-5059
文書提供 / 松江・出雲・浜田年金事務所、
全国健康保険協会島根支部

2019.7.10発行

通巻822号

※次回の発行については令和元年9月を予定しています。